

## 水道メーターの検針が隔月になります

4月から経営改善の一環として水道メーターの検針期間を1カ月に1回から2カ月に1回に変更します。各戸に毎月投函しているお知らせ票も様式を変更し、2カ月に1回の投函となります。  
【水道経営室】



### ●検針月

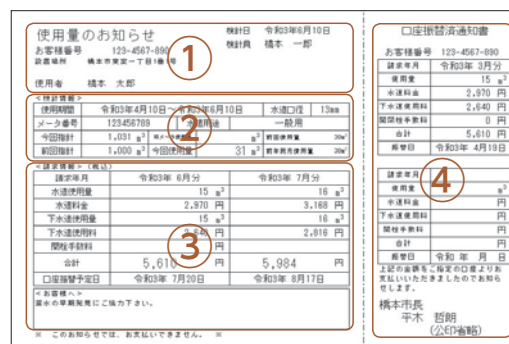
- A地区（奇数月…5、7、9、11、1、3）  
高野町全域、橋本、古佐田、妻、原田、東家、市脇、小原田、菖蒲谷、みゆき台、さつき台、岸上、山田、吉原、出塔、柏原、野、神野々、北馬場
- B地区（偶数月…4、6、8、10、12、2）  
隅田町全域、あやの台、紀ノ光台、柱本、矢倉脇、慶賀野、橋谷、御幸辻、胡麻生、紀見、細川、境原、杉尾、城山台、三石台、紀見ヶ丘、柿の木坂、光陽台、小峰台、しらさぎ台、恋野、赤塚、上田、中道、学文路、南馬場、清水、賢堂、向副、横座、西畑

### ●請求月

請求は今まで通り毎月行います。検針した水量は二等分し、翌月・翌々月に請求します。ただし移行調整期間として令和3年5月の請求のみ実施しません。下水道使用料も同様です。

### ●お知らせ票様式の変更

お知らせ票が以下のとおり変更となります。記載されている内容はこれまでと同じです。



- ①お客様番号、設置場所、使用者など
- ②検針情報（使用期間、使用量など）
- ③請求情報（使用料、振替予定日など）
- ④口座振替済通知書

### ●問い合わせ

水道経営室 ☎33-1111（内線8105）

## 令和3年度特定健康診査について

橋本市国民健康保険に加入している40歳から74歳の人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。生活習慣病予防のためにも必ず受診しましょう。受診券は3月末頃に送付します。  
【いきいき健康課】



### ●対象

- 令和3年度40歳～74歳の人  
（昭和22年4月1日～昭和57年3月31日生まれ）
- 令和3年度75歳になる人で6月～翌年3月生まれの人  
（昭和21年6月1日～昭和22年3月31日生まれ）
- ※75歳の誕生日の前日まで、橋本市国民健康保険の特定健康診査を受診できます。
- ※75歳の誕生日以降は、和歌山県後期高齢医療広域連合が実施する後期高齢者医療の健康診査を受診してください。

●期間 4月～12月末

●費用 500円

●注意事項 令和3年度に橋本市国民健康保険脳ドッグを受診される人は、令和3年度の特定健診を受診することができませんのでご了承ください。

### キャンペーン実施中！

「特定健診受診キャンペーン」を実施します。令和3年度の特定健診を受診された人には抽選ですてきな賞品をプレゼントします。また、4月～7月に受診した人は当選確率が2倍になりますので、お早めに受診してください。

### ●問い合わせ

いきいき健康課 ☎33-6111

## 公共施設の使用料と減免制度が変わります

市民の皆さん全体の公平性を保つ観点から、公共施設の使用料と減免制度を見直します。見直し後の詳細は、各施設担当課でご確認ください。  
【財政課】



### 4月からの変更点

#### ●スポーツ施設に市外居住者に対する割増料金を新設します

##### ●社会体育施設

学文路スポーツセンター（テニスコート、グラウンド、体育館）、学文路東体育館、東家体育館、勤労者体育センター、伏原テニスコート、伏原体育館

##### ●都市公園

橋本市運動公園（前畑・古川記念プール、テニスコート、多目的グラウンド）、住吉運動公園（テニスコート、多目的広場）、神野々緑地グラウンドゴルフ場

### 10月からの変更点

#### ●いきいきルーム使用料を見直します

改定前	改定後
100円（1人、1回2時間まで）	200円（1人、1回2時間まで）

#### ●文教施設などの減免基準を統一します

利用料の減免については施設を「利用する人」と「しない人」との負担の公平性が求められます。

このため、利用内容の公益性の度合いによる統一的な減免基準を新たに定め、減免の適用について判断することとしました。



統一的な減免基準	公民館・体育館など	教育文化会館など
市が主催、または共催する事業に利用する場合	免除	免除
使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる活動に利用する場合	免除	免除
障がい者（身体障害者手帳などの交付を受けた人）、または障がい者と介護者で構成する団体が障がい者支援に利用する場合	免除	免除
市内の学校や子ども園などが授業・保育などの一環として行う活動に利用する場合（顧問などの引率があるものに限る）	免除	50%減額
主に市内在住の中学生以下の人で構成する団体が活動する場合（指導者などの引率があるものに限る）	免除	50%減額

※統一的な減免基準により免除・減額が適用されなくなる社会教育関係団体や地区公民館登録サークルの活動への影響を考慮し、令和8年9月30日まで経過措置（激変緩和措置）を設けています。

#### ●問い合わせ

施設名	担当課	電話番号
中央公民館、地区公民館、教育文化会館、東部コミュニティセンター、産業文化会館、温水プール	中央公民館	☎32-0034
テニスコート、前畑・古川記念プール、グラウンド、体育館	生涯学習課	☎33-3704
神野々緑地（グラウンドゴルフ、キャンプ場）	まちづくり課	☎33-1179
いきいきルーム	いきいき健康課	☎33-3705